

令和3年度

第1回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和3年4月13日

湯沢市農業委員会

第1回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和3年4月13日(火) 午前10時00分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前10時08分

閉会 午前10時52分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	10番	加藤 エリ子
2番	伊藤 秀郎	11番	水戸 義昭
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	17番	川崎 秀悦
7番	沓澤 弥	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
8番	高橋 郁夫	19番	高橋 伸太郎(会長)
9番	西村 一		

2) 欠席した委員

12番 姉崎 与志弘
16番 佐藤 栄子

3) 遅刻した委員

なし

19名中17名出席
(午前10時08分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄
班 長 阿部 武彦
主 事 井川 信博

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・報告第1号 第4回運営委員会の報告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 転用事業廃止報告

(4) 申請許可状況

(5) 農地所有適格法人の報告等

3 議 案

議案第1号 職員の任免について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用配分計画の案の決定について

議案第6号 農地・非農地の判断を要する土地について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前10時8分 委員総数19名中ただいまの出席委員は名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席届を提出されている委員の方は、12番 姉崎 与志弘委員、16番 佐藤 栄子委員です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、1番 高橋 忠雄 委員、3番 瀬川 等 委員、の兩名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告6件、議案6件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>

議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第1号 第4回運営委員会の報告をお願いします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦会長職務代理者、挙手)</p>
議 長	<p>18番 高橋 敬悦会長職務代理者。</p> <p>(第4回運営委員会報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>報告第1号 第4回運営委員会の報告についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長 阿部班長	<p>阿部班長。</p> <p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページから3ページをご覧ください。1賃貸借契約合意解約通知は13件、面積40,773㎡であります。解約理由は、整理番号第89号、90号は所有者の都合による、整理番号第91号、93号、94号、95号、96号は賃借人の都合による、整理番号第92号は小作人病気のため、第97号は第三者へ利用権設定するため、整理番号第98号は病気による経営縮小のため、整理番号第99号は高齢化のため、整理番号第100号、第101号は貸</p>

	<p>人の都合によるとなっております。</p> <p>次に2使用貸借契約合意解約通知は1件、面積1,635㎡であります。解約事由は、第三者に利用権設定するためとなっております。</p> <p>次に3転用事業廃止報告書は1件、許可区分は5条所有権移転であります。廃止理由は住宅建築を中止したためであります。</p> <p>次に4申請許可状況であります。転用案件は1件で秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、3月26日付けで許可しております。</p> <p>議案書4ページから15ページをご覧ください。次に5農地所有適格法人の報告等についてであります。これは農地法第6条第1項の規定により耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令に基づき農業委員会に報告することとなっているものです。農地所有適格法人35法人中、33法人から報告書の提出がありました。提出が遅れているのは1法人であります。要件適否については、29法人は4項目すべて適、2法人は3項目が適、1項目が否、2法人は2項目が適、2項目が否であったことをご報告いたします。報告は以上です。</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第1号「職員の任免について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(大野事務局長、挙手)</p> <p>大野事務局長。</p>
大野事務局長	<p>議案書16ページをご覧ください。議案第1号「職員の任免について」農業委員会等に関する法律第26条第3項に伴い、次の者についての任免を要する。令和3年4月13日提出。</p> <p>3月31日付けで高橋 里治事務局長が退職となりました。また、4月</p>

<p>議 長</p>	<p>1日付けで高橋 一寿主幹が産業振興部農林課へ、千葉 竜也主査が稲川総合支所へ転出いたしました。</p> <p>そして、私と井川 信博主幹、佐々木 健琉主事が転入いたしました。</p> <p>議案第1号「職員の任免について」質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第1号「職員の任免について」採決を求めます。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手、異議ないものと認め、議案第1号「職員の任免について」任免することと致します。それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和3年4月13日提出。</p> <p>議案書18ページをご覧ください。使用貸借権設定は1件、面積11,522㎡であります。申請事由は、年金に係わる再設定のためであります。</p> <p>議案書19ページから20ページをご覧ください。賃貸借権設定は4件、面積9,642㎡であります。申請事由は、申請番号第18号は兼業による経営縮小のため、申請番号第19号、20号、21号は高齢による経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p>

	<p>次に議案書21ページをご覧ください。所有権移転は2件、面積157㎡であります。申請事由は、申請番号第59号は相手方の要望による、申請番号第60号は兼業による経営縮小のためであります。2件とも贈与となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第2号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年4月13日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書23ページの利用権設定整理番号第452号は6番 宮原 正明 委員、整理番号第453号は15番 由利 幸悦 委員に関する案件と</p>

	<p>なっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号第452号を審議しますので、6番 宮原 正明 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(6番 宮原 正明 委員、退席) (午前10時25分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第452号について、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案書23ページをご覧ください。利用権設定整理番号第452号は、賃貸借権の新規設定で、面積は343㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第452号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p>

議 長	<p>(6番 宮原 正明 委員、着席) (午前10時26分)</p> <p>次に利用権設定整理番号第453号を審議しますので、15番 由利 幸悦委員の退席をお願い致します。</p>
議 長	<p>(15番 由利 幸悦 委員、退席) (午前10時26分)</p> <p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第453号について、朗読説明)</p> <p>議案書23ページをご覧ください。利用権設定整理番号第453号は、賃貸借権の新規設定で、面積は8,002㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第453号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(15番 由利 幸悦 委員、着席) (午前10時28分)</p>

議 長	次に、議案第3号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。
議 長	(阿部班長、挙手) 阿部班長。
阿部班長	(議案第3号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明) 議案書23ページから27ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が15件、面積は93,694㎡であります。新規の設定が7件、再設定が8件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は1件、面積は7,889㎡、再設定であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第3号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。次に所有権移転について審議します。事務局より説明をお願い致します。
議 長	(阿部班長、挙手) 阿部班長。 (議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地

阿部班長	<p>利用集積計画所有権移転について、朗読説明)</p> <p>議案書28ページをご覧ください。所有権移転は1件、面積は8,994㎡であります。申請事由は経営拡張のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第3号の所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に利用権移転を審議します。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権移転について、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案書29ページをご覧ください。利用権移転は1件、面積は15,238㎡であります。申請事由は分散錯圃の解消のためであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第3号の利用権移転について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長</p>
阿部班長	<p>(議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、朗読説明)</p> <p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年4月13日提出。</p> <p>議案書31ページから33ページをご覧ください。利用集積計画集積計画整理番号(転貸人へ)は8件、面積79,802㎡であります。貸付理由は経営縮小となっております。利用集積計画集積計画整理番号(転借人へ)は5件、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。すべての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質問ありませんか。</p>


10番	<p>転借人の中に農地所有適格法人の報告の結果の適否が否とされている項目のある法人があるが、面積を拡張してきちんと経営することができるか。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。 (午前10時41分)</p>
議 長	<p>再開します。 (午前10時43分)</p>
阿部班長	<p>農地所有適格法人の報告内容において適切でない事項については改善を求めます。この法人の構成員数、使用人数を考慮すると経営面積を拡張しても経営を行うことはできるものと考えます。</p>
議 長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決</p>


	<p>定を要す。令和3年4月13日提出。</p> <p>議案書35ページから36ページをご覧ください。農地中間管理事業（移転）の配分計画案は4件、面積は17,560㎡です。使用貸借権が3件、賃貸借権が1件です。移転事由は、移転する者は経営縮小で、移転を受ける者は経営拡張です。配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和3年4月30日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。配分計画案について何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、配分計画案の採決をお願い致します。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。農地中間管理事業（移転）の配分計画案を承認することと致します。</p> <p>次に、議案第6号「農地・非農地の判断を要する土地について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第6号「農地・非農地の判断を要する土地について」を朗読)</p> <p>議案第6号「農地・非農地の判断を要する土地について」耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準等について（平成20年4月15日付け19経営第7907号農林水産省経営局長通知）の第3の基準に従って対象農地が「農地」に該当するか否かについて決定を要す。令和3年4月13日提出。</p>

<p>議 長</p>	<p>(議案書 38 ページの議案内容について説明)</p> <p>議案第 6 号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、議案第 6 号について採決を行います。 非農地とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手、異議ないものと認め、議案第 6 号「農地・非農地の判断を要する土地について」は、非農地と判断をすることにいたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前10時52分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和3年4月13日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 1番 高橋 忠雄 

署名委員 3番 瀬川 真 